

平成 2 2 年

第 3 回市議会定例会 議案第 3 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 3 4 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号および第 4 号を削り，第 5 号を第 3 号とし，第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中第 3 号および第 4 号を削り，第 5 号を第 3 号とし，第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

湯川保育園および深堀保育園を民営化することに伴い廃止するため